

総論

慶應義塾大学法学部教授 大串敦

日本国際問題研究所の令和5～7年度外務省外交・安全保障調査研究事業総合事業「日本周辺の主要国の国内要因が国際秩序の変容にもたらす影響」研究プロジェクトの一環として実施した「ロシア」研究会（以下、「ロシア研究会」）では、戦時下のロシア内政を中心に、その対外関係への影響も含めてロシアの政治状況を議論してきた。本報告書は、ロシア研究会研究成果として提出されるものである。なお、本報告書に記載された各章の内容は、それぞれ研究会委員の個人的見解であり、いかなる組織・機関の公式な見解を代表するものではない。また、執筆者個々人の見解を尊重して、固有名詞の表記の統一を行わなかったことを付言しておく。

報告書の概要

第1章の長谷川論文は、近年ロシア中枢の政治エリート内で要人の子弟が昇進してきている事実を確認して、彼らの昇進パターンを跡付けている。特に、ミハイル・フラトコフ元首相の息子パヴェルとプーチンに近いといわれるオリガルヒのユーリ・コワリチュークの息子ボリスの経歴が精査されている。こうした世襲的側面がプーチンの統治体制の家産的な特質を示しているのは事実であろうが、他方で、彼らの昇進パターンは、「クレムリン・キッズ」がそれなりに修練を経たうえで昇進していることも示している。

第2章の鳥飼論文は、ロシア・ウクライナ戦争下の地方知事の任用パターンを検討しており、中央を扱った長谷川論文と対を成すものである。かつて、2000年代ごろまでは、ロシアの地方知事職は政治的キャリアの最終到達地点であり、知事職を踏み台にして中央レベルの役職に昇進することは少ないと考えられてきた。カナダにおける州知事もそのような傾向があり、このカナダ型は、知事から中央レベル（例えば大統領）に昇進することが多いアメリカ型と区別されてきた。ロシアの地方知事制度はカナダ型に近いと考えられてきたのである¹。ところが、2010年代以降、地方知事のクレムリンへの従属度が強まるとともに、知事職がロシア連邦全体の官僚制の一部に位置付けられるようになった。ロ・ウ戦争下でもこの傾向は変わらず、連邦中央は地方知事に大きな裁量を与え戦時体制をサポートさせると同時に、実務能力を示した地方知事は中央に昇進する機会を得るようになり、能力を示せなかった地方知事は失政のスケープゴートにされる傾向がみられるという。加えて、ロ・ウ戦争以降、市民に対する統制は強化されつつあり、鳥飼論文では、官製メッセンジャーアプリである MAX の事例を通して、社会統制の一面を明らかにしている。政権はこのように「上からの統制」といった志向を強く示しながらも、利便性の観点からも必ずしも成功していないことも明らかにされている。

プーチン体制の対内・外政策のイデオロギー的な背景に関しては、特に宗教とジェンダーを事例にして第3章の浜論文で考察されている。2013年の「プッシー・ライオット事件」をきっかけに、政権側は家父長的な価値観や反 LGBT を積極的に主張するようになった。

またこれらの保守的な価値観を共有するとして、ロシア正教会との協力関係が強化された。この政権の言説上では、LGBT などの価値に対して、ロシアは伝統的な価値観の護り手、「カテコン」とされており、一部の反米的なイスラームや欧米の宗教右派の思考とも共通性がみられる。またロシア社会も、正教の熱心な信者ではなくとも、反 LGBT といった価値は受け入れがちである。こうした言説はロ・ウ戦争下では一層強化され文化闘争の様相を呈している。本章は、反リベラリズムを核としつつ、様々な言説を接ぎ木するプーチン政権の言説の一側面を鋭く析出している。

以上のように、プーチン体制がロ・ウ戦争に政治的にも思想的にも適応してきたことが示されているが、経済的な面は第 4 章の安達論文で扱われている。特に非石油・ガス部門の企業の動向として、原子力産業のロスアトム社と非鉄金属生産企業のノリリスク・ニッケル社を分析している。ロスアトムは濃縮ウランの輸出から原発建設に至るまで、海外との関係が絶たれることなく活動を続けている。ノリリスク・ニッケルも、西側による経済制裁の影響を受けつつも、中国への一部事業移転を行うなどして、現在の条件に適応しつつある。

この支配体制に反対する人々に関しては、第 5 章の油本論文で分析される。特に在外ロシア反体制派の二つの団体、元オリガルヒのミハイル・ホドルコフスキーを中心とする陣営と、アレクセイ・ナワリヌィが設立し、死去後の現在は夫人が中心となっている「反汚職基金」の二つを比較検討している。この二つの団体は反プーチンという共通点がありながらも、団結は困難である。ホドルコフスキー陣営は、1990 年代のエリツィン時代を肯定的に評価する。また、自身が批判的なプーチンを一般国民は支持しており、一般国民と自身との価値観が乖離していることを示唆している。さらに、ロ・ウ戦争の責任に関しても、プーチン自身の責任だけでなく、一般国民にも一定程度責任を認める立場をとる。他方、反汚職基金は 1990 年代を否定的に評価し、一般国民は被害者であり、ロ・ウ戦争も独裁政権が一方的に始めたという立場をとる。このような立場の相違は、元政権のインサイダーであったホドルコフスキーとアウトサイダーである反汚職基金の深い断絶を反映している。反体制運動のおかれた苦境の一側面でもある。

対外関係は第 6 章と第 7 章で扱われる。第 6 章はロシア・イラン関係である。シリア内戦にロシアとイランが関与するまで、両国の関係は、外交面でも経済面でも限定的な協力関係にあった。しかし、シリア内戦におけるアサド政権支援が転換点になった。軍事面での協力関係も進み、経済的な協力も促進され、両国は包括的戦略パートナーシップ条約の締結に至った。ロ・ウ戦争と西側諸国による対ロシア・イラン封じ込め政策は戦略的協力関係を一層強固なものにした。原子力、軍事、輸送回廊などの面で連携が進み、イランは上海協力機構への正加盟国にもなった。西側との関係が悪化する中で、イランを含めた「ならずもの国家」との関係強化によって国際環境に適応を試みているロシアの姿が浮かび上がってくる。

第 7 章はロシアの戦争目的とこれまでの停戦・和平案を再検討している。ロシアの主要な目的が安全保障上の懸念から来ており、そこからウクライナの中立化や非軍事化、さらに領土要求が出てきたといえる。加えて、ロシアの観点からみた法的整合性のためにもドンバス獲得を重視しているといえる。これは、これまでロシアが関与してきた停戦・和平案、すなわちイスタンブール・コミュニケ（2022 年 3-5 月）、アメリカの停戦・和平案の 28 項目案

(2025年10-11月)を検討しても明らかである。他方、ウクライナ・ヨーロッパが対案として出してきた20項目案(2025年12月)は、ロシアの受け入れる余地の乏しいものになっている。戦場で優勢なロシア側の主要な目的を考慮に入れない停戦・和平案では、実効性に乏しいと予想される。

政策的含意

本報告書の議論から浮かび上がってくる政策的含意は以下の点にまとめられる。

第一に、プーチン体制は、様々な問題にもかかわらず、戦時の内外政の課題に相当程度適応しており、短期的に崩壊するとは考えられない。とすれば、対ロシア政策も、プーチン体制が早期に瓦解することを前提としてはならない。現行のプーチン体制が、日本も属する西側とはかなり異質な体制となっていることは明らかであるが、だからと言って脆弱なわけではない。プーチンの個人支配体制の国際的起源の研究成果を踏まえると、短期的な瓦解を目指す外部からの圧力は、対外脅威感を強めることで個人支配体制を強化し、むしろ逆効果になる可能性が高い²。長期的な視点から、ロシア社会の漸次的な変容を促すような文化・学術交流を粘り強く促進していくことが望まれる。

第二に、その漸進的な変容を促すためには、日本がより魅力的な社会を作り、われわれ自身がそのことに確信が持てるようになることが肝要である。アメリカの対ソ封じ込め政策の策定の大きな役割を果たしたアメリカの外交官 G. F.ケナンは、かつて、ソ連の脅威に対して「多くの点が、われわれ自身の社会の健全さと活力にかかっている。〔…〕われわれ自身の社会の内部問題を解決し、われわれ自身の国民の自信と規律と士気と共同精神を高めることは、千百の外交覚書や共同コミュニケにも匹敵するほどのモスクワへの外交的勝利である」と述べたが、これは今日でも真理である³。日本社会が開かれて、魅力的であればこそ、相互の交流によってロシア社会の漸次的な変容をもたらすことができる。日本社会が排外主義やショーヴィニズムに偏ることがないように、わが身を振り返ることが望まれる。

第三に、ロ・ウ戦争の停戦・和平交渉過程は、今後の世界は、少なくとも当面の間、大国間の取引が中心となることを示唆している。これを即時に変更できる手段を、日本を含めたほとんどの国は持っていない。すると、最低限、大国間の対立を大きな紛争に至らせることがないように、大国間でルールを共有できるような枠組み形成を促すべきであろう。具体的には、デタント期に形成され始めた軍備管理の仕組み、すなわち戦略兵器制限交渉(SALT)や弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約、新戦略兵器削減条約(新START)などは現在ほとんど失効してしまっただが、中国が超大国化しつつある現状に合わせて、中国を含めてアップデートした軍備管理の枠組みの再構築が求められる。日本はこの点で大きな役割を果たすことは難しいかもしれないが、対話のプラットフォームの提供などできることはあるはずである。

※本総論の文責は執筆者の大串にある。

(脱稿日 2026年1月26日)

¹ Peter C. Ordeshook, 'Russia's Party System: Is Russian Federalism Viable?', *Post-Soviet Affairs*, Vol. 12, No. 3 (1996), pp. 207-213.

² 大串敦「ロシアにおける個人支配体制成立の国際的起源」日本国際問題研究所研究レポート、2023年、<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2023/11/russia-fy2023-01.html>.

³ ジョージ・F・ケナン『ジョージ・F・ケナン回顧録』II、中公文庫、2017年、444頁。